◎新潟県告示第845号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の20第４項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和８年10月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	南さくら工房	上越市大手町５－32	社会福祉法人さくら園	令和８年９月30日